

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	環境衛生関係営業施設等の許可に関する事業		

事業概要	旅館業やクリーニング業などの環境衛生関係営業施設等について、法令に基づく許認可を適正に行うとともに、定期的な監視指導を行い、衛生環境の向上を促します。 また、市有墓地や無縁墓地の適正な管理のほか、引き取り手のない遺体の埋火葬等を実施し、法に定める必要な措置を行います。
------	--

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○理容師法 第十一条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第十一条の四第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。 第十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、理容所に立ち入り、第九条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。 ○美容師法 (美容所の位置等の届出) 第十一条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。 (立入検査) 第十四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第八条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。 ○クリーニング業法 (営業者の届出) 第五条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。 (立入検査) 第十条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、第三条、第三条の二第二項及び第四条に規定する措置の実施状況を検査させることができる。 ○旅館業法 第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。 第七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ○興行場法 第二条 業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 第五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、興行場に立ち入り、第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。 ○公衆浴場法 第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 第六条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に公衆浴場に立ち入り、第二条第四項の規定により付した条件の遵守若しくは第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

根拠法令 抜粋	○水道法 (確認の申請) 第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。 第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 (報告の徴収及び立入検査) 第三十九条 厚生労働大臣は、水道(水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。)を検査させることができる。 ○茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 (布設工事の確認) 第5条 布設工事をしようとする者は、その着手の前に、当該布設工事の設計が前条の規定による施設基準(以下「施設基準」という。)に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。 (小規模受水槽水道小規模貯水槽水道の給水開始の届出) 第12条 小規模受水槽水道小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道小規模貯水槽水道による給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (報告の徴収及び立入検査) 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、小規模水道の設置者に対し、布設工事の施行の状況若しくは小規模水道の管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、布設工事の現場、小規模水道施設のある場所若しくは小規模水道の設置者の事務所に立ち入り、布設工事の施行の状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。 ○温泉法 (温泉の利用の許可) 第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 (立入検査) 第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 ○化製場法 第三条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 第六条 都道府県知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は当該職員に、化製場若しくは死亡獣畜取扱場に立ち入り、その構造設備及び前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。 第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
--------------------	--

根拠法令 抜粋	○墓地、埋葬等に関する法律 第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。 第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。 第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。 第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ○住宅宿泊事業法 (届出) 第三条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。))であって、その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあっては、当該保健所設置市等の長。第七項並びに同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。)に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。 (報告徴収及び立入検査) 第十七条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
--	--

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	野生鳥獣保護管理事業		

事業概要	市内全域において、家屋や農作物等の被害をもたらす、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、クリハラリス（タイワンリス）等の捕獲・処分の申請等に基づき許可証を発行するとともに、捕獲をするための箱わなを貸し出すことで、市民の生活等被害を軽減します。
------	---

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 9 条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は環境大臣又は都道府県知事許可を受けなければならない。 ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 上記法律に基づき神奈川県で策定された次の計画に基づく捕獲許可 神奈川県アライグマ防除実施計画 神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画 ・ 神奈川県事務処理の特例に関する条例 第 3 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれの同表の右欄に掲げる市町村が処理すること。 別表 1 6 の 3 左欄 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 右欄 市町村

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	狂犬病予防事務事業		

事業概要	狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防することで、公衆衛生の向上及び市民の安全を確保します。茅ヶ崎市内においては、犬の登録ならびに狂犬病予防注射の実施を啓発し、犬の登録届出等の受理、犬鑑札の交付、及び狂犬病予防注射済票の交付を実施します。また、茅ヶ崎市内及び寒川町内において逸走した犬の捕獲、抑留、返還を実施します。
-------------	--

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・狂犬病予防法 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村に犬の登録を申請しなければならない。 2 市長村長は、前項の登録申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。 第5条 犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市長村長は、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。 第6条 狂犬病予防員は、第4条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第5条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	動物愛護管理事業		

事業概要	茅ヶ崎市及び寒川町において、ホームページや看板等、様々な媒体を活用し、動物の愛護ならびに適正飼養の普及啓発を図ります。また、福祉関連担当課をはじめとした庁内連携を行うことで犬猫の多頭飼育の情報収集に努め、必要に応じて神奈川県と連携をしながら不妊去勢手術等の支援をすることで多頭飼育崩壊を未然に防ぎます。さらに、ペットの防災対策として、ペットの災害時同行避難についての周知啓発、避難訓練等を行います。加えて、茅ヶ崎市内において、動物愛護団体と協働で飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び保護猫の里親探し等を実施します。
------	---

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・動物の愛護及び管理に関する法律 第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。 ・神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 第5条 飼養者は、動物の本能、習性等を理解し、その動物を適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めなければならない。

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	害虫等駆除事務事業		

事業概要	市内のスズメバチの巣を撤去することで市民の安全を確保するとともに、災害時に浸水した床下等の消毒をすることで公衆衛生の向上を図ります。
------	---

[illegible]

法的 実施根拠	なし	
根拠法令 抜粋		

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	医薬品等監視指導事業		

事業概要	医薬品や毒劇物を取り扱う薬局等の営業施設について、法令に基づく許認可を適正に行うとともに、定期的な監視指導を行い、適正な販売、保管、管理等の向上を促します。 また、覚醒剤を始めとする薬物の乱用により精神と身体の両面に深刻な影響を及ぼすことから、薬物乱用防止に関する啓発に取り組みます。
------	--

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (開設の許可) 第四条 薬局は、その所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第三項並びに第十条第一項(第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。))において同じ。)の許可を受けなければ、開設してはならない。 (医薬品の販売業の許可) 第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列(配置することを含む。以下同じ。))してはならない。ただし、医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。 (店舗販売業の許可) 第二十六条 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第二十八条第三項において同じ。))が与える。 (卸売販売業の許可) 第三十四条 卸売販売業の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事が与える。 (高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可) 第三十九条 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売業又は貸与業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器等を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラム(高度管理医療機器のうちプログラムであるものをいう。以下この項において同じ。))を電気通信回線を通じて提供してはならない。ただし、高度管理医療機器等の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者又は貸与業者に、高度管理医療機器等の製造業者がその製造した高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供するときは、この限りでない。 (再生医療等製品の販売業の許可) 第四十条の五 再生医療等製品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、再生医療等製品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、再生医療等製品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した再生医療等製品を再生医療等製品の製造販売業者、製造業者又は販売業者に、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した当該再生医療等製品を医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に、再生医療等製品の製造業者がその製造した再生医療等製品を再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

根拠法令 抜粋	(立入検査等) 第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条の三十五第三項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者又は第八十条の六第一項の登録を受けた者(以下この項において「製造販売業者等」という。))が、第十二条の二、第十三条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第十三項若しくは第十四項、第十四条の三第二項、第十四条の九、第十七条、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条、第二十三条、第二十三条の二の二、第二十三条の二の三第四項、第二十三条の二の五第二項、第十五項若しくは第十六項、第二十三条の二の八第二項、第二十三条の二の十二、第二十三条の二の十四(第四十条の三において準用する場合を含む。)、第二十三条の二の十五第一項若しくは第二項(第四十条の三において準用する場合を含む。)、第二十三条の二の十六(第四十条の三において準用する場合を含む。)、第二十三条の二の二十二(第四十条の三において準用する場合を含む。)、第二十三条の二十一、第二十三条の二十二第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第二十三条の二十五第二項、第九項若しくは第十項、第二十三条の二十八第二項、第二十三条の三十四、第二十三条の三十五第一項若しくは第二項、第二十三条の三十六、第二十三条の四十二、第四十条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第四十条の四、第四十六条第一項若しくは第四項、第五十八条、第六十八条の二第一項若しくは第二項、第六十八条の五第一項若しくは第四項から第六項まで、第六十八条の七第一項若しくは第六項から第八項まで、第六十八条の九、第六十八条の十第一項、第六十八条の十一、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十六、第六十八条の二十二第一項若しくは第六項から第八項まで、第六十八条の二十四第一項、第八十条第一項から第三項まで若しくは第七項、第八十条の八若しくは第八十条の九第一項の規定又は第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。 ○毒物及び劇物取締法 (営業の登録) 第四条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事(販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第五条、第七条第三項、第十条第一項及び第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。))が行う。 (特定毒物研究者の許可) 第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その主たる研究所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。 (立入検査等) 第十八条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。
--------------------	---

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	食品営業施設に対する許可及び監視指導事業		

事業概要	市長から食品衛生監視員に任命された職員が、食品営業許可申請における許可業務を行います。食品営業施設に対しては、市で定める食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導を行います。 また、食中毒が発生した場合ならびに違反食品の流通を探知した場合には、迅速に調査し、発生原因を究明するとともに、被害の拡大防止及び再発防止を図ります。
------	--

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	食品衛生法 （国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務） 第二条 国、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析および提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。（後略） （都道府県等食品衛生監視指導計画） 第二十四条 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない。 ② 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項 二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項 三 監視指導の実施に当たつての国、他の都道府県等その他関係機関との連携協力の確保に関する事項 四 その他監視指導の実施のために必要な事項 ③都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。 ④都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。 ⑤都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。 （食品衛生監視員） 第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。 ② 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。（後略） （営業の許可） 第五十五条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。（後略） （許可の取消・営業の禁停止） 第六十条 都道府県知事は、営業者が第六条、第八条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項、第五十条第二項、第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第九条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十五条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は又は営業の全部もしくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。（後略）

根拠法令 抜粋	(改善命令・許可の取消・営業の禁停止) 第六十一条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第五十四条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第五十五条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。 (中毒に関する届出、調査および報告) 第六十三条 (中略) ②保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。 ③都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生する恐れがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。 ④保健所長は、第二項の規定による調査を行つたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。(後略)
--------------------	--

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	食品等の収去検査(抜き取り検査)事業		

事業概要	市長から食品衛生監視員に任命された職員が、管内において製造・調理された食品、または管内に流通している食品の成分規格等について、食品収去検査を実施します。この検査により得られた結果をもとに、不良食品を排除するとともに、不良食品が発見された際は、当該食品を製造又は販売する食品営業施設に対する衛生指導を行います。
------	---

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	食品衛生法 （報告の要求、臨検、検査、収去） 第二十八条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。（後略） 食品表示法 （立入検査等） 第八条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。（中略） 6 第一項の規定による収去は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。（後略） （権限の委任等） 第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。（中略） 5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	衛生課
事務事業名	食品衛生知識の普及啓発事業		

事業概要	市長から食品衛生監視員に任命された職員が、全ての食品関係事業者に設置義務のある「食品衛生責任者」を対象とした講習会を開催します。 また、食中毒予防に関する知見や、H A C C P（危害分析重要管理点）に基づく衛生管理の手法の伝達といった、食品衛生知識等の普及啓発を行います。 食品衛生監視員については、食品営業者並びに管内の消費者に対して最新の知見を提供すべく、知識・技術向上、人材育成のため、研修、専門会議等に積極的に出席します。
------	--

[illegible]

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	食品衛生法 （都道府県等の努力義務・食品衛生推進員） 第六十七条 都道府県等は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、食品等事業者に対し、必要な助言、指導、その他の援助を行うように努めるものとする。（後略） （国民等の意見の聴取） 第七十条（中略） ② 都道府県知事等は、第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない。（後略） 第七十一条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。 （読替規程） 第七十六条 第四十八条第八項、第五十五条、第五十六条第二項（第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」とする。（後略） 食品衛生法施行規則 別表第十七（第六十六条の二第一項関係） 一 食品衛生責任者等の選任 イ、ロ（中略）ハ 食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること （１）都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること。（後略） 茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画 第 8 食品等事業者の自主管理の推進 第 9 意見交換及び情報提供 第 1 1 食品衛生に係る人材の育成